

～ 自転車利用者対策 ～

- 自転車運転者講習に関する規定の整備 (平成27年6月1日施行)

受講命令違反に罰則：5万円以下の罰金

自転車に関係する事故は、全交通事故の約2割を占めています。特に、自転車対歩行者の交通事故は10年間で約1.5倍に増加しており、そのほとんどが自転車が第一当事者となっている事故です。

このような、交通に危険を生じさせている自転車の運転者（信号無視や遮断踏切立入等の違反を繰り返す者）に対する講習制度を整備します。



- 検査及び応急措置命令等の規定の整備 (平成25年12月1日施行)

検査拒否及び命令違反に罰則：5万円以下の罰金

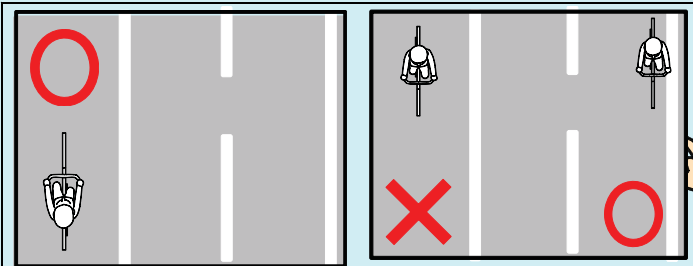


検査



警察官が、自転車のブレーキについて停止させて検査し、運転者に対し、道路における危険を防止し、安全を図るため必要な措置を命じ、応急の措置ができないと認められる場合は、自転車の運転を継続してはならない旨を命じることになります。

- 自転車の路側帯通行に関する規定の整備 (平成25年12月1日施行)



【路側帯走行のイメージ】



軽車両の路側帯通行は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとなります。

～ その他の規定 ～

【環状交差点に関する規定の整備】

- 環状交差点（ラウンドアバウト）の通行方法に関する規定の整備 (平成26年9月1日施行)

【放置違反金の収納事務の委託】

- 放置違反金の収納事務の民間への委託 (平成26年6月1日施行)